

○ 鈴鹿工業高等専門学校においての休日に事務を行う部署を定める規則

平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 3 8 号

鈴鹿工業高等専門学校においての休日に事務を行う部署を定める規則

(目的)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校において、休日に事務を行う部署を定めることを目的する。

(休日事務を行う部署)

第 2 条 図書館は、土曜日において事務の全部又は一部を行うものとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 校長が別に定める土曜日

附 則

この規則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。